



2019 年合格目標

近時の改正法の概要

TAC/Wセミナー 専任講師
渋谷校 姫野 寛之

TAC

本セミナーは、近未来の改正法の概要等について解説するものである。

(前注) 本資料は、平成 30 年(2018 年) 7 月 11 日時点における情報に基づく作成したものである。

【MEMO】

第1章 改正法と司法書士試験

1 改正前の出題

司法書士試験においては、改正直前の項目が「駆け込み」的に出題されることがあるとされる。

その実績としては、抵当権消滅請求（平成15年7月25日成立でH15-am16で出題）や事業用借地権に関する改正（平成19年12月14日成立でH18-pm27で出題）等がある。

なお、近年の民法の債権分野からの出題につき、債権関係の改正を意識した出題がされているとの指摘があるが、(a)債権関係の改正項目は多岐にわたり、債権分野からの出題が改正項目と重なることが避けられず、また、(b)近年においては改正項目でない項目が意識的に出題されていると考えられるため（H28-am19：不法行為，H29-am19：不当利得），この指摘は当たらないと思われる。

2 改正後の出題

(1) 法令等の適用日

① 原則

「筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、平成X年4月1日（口曜日）現在において施行されているものとします。」（各年度の「司法書士試験受験案内」参照）

* 平成15年4月1日に施行される商法改正により創設された委員会等設置会社（現在の指名委員会等設置会社）制度は、H15-am34で出題された。

② 例外

a 平成18年度司法書士試験における会社法（施行日：平成18年5月1日）の出題
法務省HP上に、会社法に基づく出題である旨のお知らせがされたが（平成17年9月9日付け）、その内容は不明である。

b 平成26年度司法書士試験における改正法（施行日：平成27年5月1日）の出題
法務省HP上に、以下のお知らせが掲載された（平成26年12月25日付け）。

平成27年度司法書士試験についてのお知らせ

平成27年度の司法書士試験の実施方法については、例年どおり、司法書士試験に関する官報公告及び受験案内でお知らせすることとなりますが、筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、下記のとおりとされる予定ですので、あらかじめお知らせします。

記

1 商法及び商業（法人）登記に関する分野について

会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行日にかかわらず、①会社法の一部を改正する法律による改正後の会社法、②会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第91号）による改正後の商法又は商業法人登記に関する法律、③①及び②に係る政省令

2 上記1以外の分野について

平成27年4月1日現在において施行されている法令等

(参考) 平成30年度司法書士試験において解答に当たり適用すべき法令について（法務省HP上で平成29年12月20日付け公開）

平成30年度司法書士試験における民法（明治29年法律第89号）の適用については、平成29年5月26日に成立した民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後のものではなく、平成30年4月1日現在において施行されている民法に基づいて解答してください。

(2) 改正後の出題

改正があった場合、数年経過した後に出题される傾向にある。

その実績としては、抵当権消滅請求（平成15年7月25日成立でH19-am14で出題）、訴えの提起前における照会等に関する改正（平成15年7月16日成立でH18-pm3で出題）等がある。

なお、供託規則の改正は、比較的すぐに出題される傾向にある。

(参考) 未出の供託規則の改正 (平成 30 年 7 月 1 日施行の改正 (後掲) を除く。)

<p>平成 27 年改正 (平成 27 年 10 月 13 日施行)</p>	<p>① 供託をしようとする者は、一定の事項の供託書への記載に代えて、法務大臣の指定する方式に従い当該事項を記録した電磁的記録媒体を当該供託書に添付することができる (供託規 13 条の 3 第 1 項前段)。 ② 供託振替国債について、その償還期限の3 日前を経過しているときは、その払渡しを請求することができない (供託規 23 条の 2 第 1 項)。</p>
<p>平成 28 年改正 (平成 28 年 1 月 1 日施行)</p>	<p>払渡しを請求する者が個人である場合において、その者が提示した個人番号カードにより、その者が本人であることを確認することができるときは、印鑑証明書の添付を省略することができる (供託規 26 条 3 項 2 号)。</p>
<p>平成 29 年改正① (平成 29 年 3 月 13 日施行)</p>	<p>払渡しを請求する者が個人である場合において、運転免許証、個人番号カード、在留カードその他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの (氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る。) であつて、その者が本人であることを確認することができるものを提示し、かつ、その写しを添付したときは、印鑑証明書の添付を省略することができる (供託規 26 条 3 項 2 号)。</p>
<p>平成 29 年改正② (平成 29 年 4 月 1 日施行)</p>	<p>供託官は、金銭の供託をしようとする者が国である場合には、当該者の申出により、第 18 条の規定による供託物の納入 (供託規 18 条) 又は供託金の提出 (同規 20 条 1 項) に代えて、国庫内の移換の手続による供託金の払込みを受けることができる (同規 20 条の 4 第 1 項)。</p>

第2章 改正の動向

1 民法

(1) 債権関係

① 可決成立日

平成29年(2017年)5月26日

② 公布日

平成29年(2017年)6月2日

③ 施行日

2020年4月1日

④ 司法書士試験における出題

2020年度司法書士試験(予想)

⑤ 概要

債権関係の改正項目は多岐にわたり、全ての改正項目の概要を示すことは難しいため、ここでは、改正項目のうち、法務省が「重要な実質改正事項」とする5個の改正項目の概要を示す。

- a 消滅時効に関する見直し
- b 法定利率に関する見直し
- c 保証に関する見直し
- d 債権譲渡に関する見直し
- e 約款(定型約款)に関する規定の新設

(2) 成年年齢関係

① 可決成立日

平成 30 年(2018 年) 6 月 13 日

② 公布日

平成 30(2018 年) 6 月 20 日

③ 施行日

2022 年 4 月 1 日

④ 司法書士試験における出題

2022 年度司法書士試験 (予想)

⑤ 概 要

a 成年

年齢 18 歳をもって、成年とする (4 条)。

b 婚姻適齢

(a) 婚姻は、18 歳にならなければ、することができない (731 条)。

(b) 737 条 (未成年者の婚姻についての父母の同意) を削除する。

(c) 753 条 (婚姻による成年擬制) を削除する。

c 養親となる者の年齢

(a) 20 歳に達した者は、養子をすることができる (792 条)。

(b) (a)に違反した縁組について、養親が、20 歳に達した後 6 か月を経過し、又は追認をしたときは、養親又はその法定代理人から、その取消しを家庭裁判所に請求することができない (804 条)。

(3) 相続関係

① 可決成立日

平成 30 年(2018 年) 7 月 6 日

② 公布日

平成 30 年(2018 年) 7 月 13 日?

③ 施行日

改正法は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日(2019 年 4 月 1 日?) から施行する。ただし、「自筆証書遺言の方式の緩和」については公布の日から起算して 6 月を経過した日(平成 31 年(2019 年) 1 月 13 日)、「配偶者の居住の権利」については公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日(2020 年 4 月 1 日?) から施行する。

④ 司法書士試験における出題

「配偶者の居住の権利」以外については、2019 年度司法書士試験

「配偶者の居住の権利」については、2020 年度司法書士試験(予想)

⑤ 概 要

後掲【民法(相続法制)改正の概要】参照

a 配偶者の居住の権利

- (a) 配偶者の居住の権利
- (b) 配偶者短期居住権

b 遺産分割等に関する見直し

- (a) 婚姻期間が 20 年以上の夫婦間における居住用不動産の遺贈又は贈与
- (b) 遺産の分割前における預貯金債権の行使
- (c) 遺産の一部分割
- (d) 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲

c 遺言制度に関する見直し

- (a) 自筆証書遺言の方式の緩和
- (b) 遺贈義務者の引渡義務等
- (c) 遺言執行者の権限の明確化

d 遺留分制度の見直し

- (a) 遺留分の帰属及びその割合
- (b) 遺留分を算定するための財産の価額
- (c) 遺留分を算定するための財産の価額に算入する贈与の範囲

- (d) 負担付贈与がされた場合における遺留分を算定するための財産の価額に算入する贈与の価額等
- (e) 遺留分侵害額の請求
- (f) 受遺者又は受贈者の負担額
- (g) 遺留分侵害額請求権の期間の制限
- (h) その他
- e 相続の効力等に関する見直し
 - (a) 共同相続における権利の承継の対抗要件
 - (b) 相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使
 - (c) 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果等
- f 特別の寄与

(4) 物権法

① 可決成立日

* 「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会」(後出)が設置され、研究が進められている段階である。

なお、法務省は2020年までに改正するとしているとの報道があった。

② 公布日

③ 施行日

④ 司法書士試験における出題

⑤ 関連する事項

平成30年6月6日、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」が可決、成立した。この法律においては、登記官が、登記名義人が死亡した後、長期間にわたり相続登記等がされていない土地について、亡くなった方の法定相続人など所有権の登記名義人となり得る者を探索した上で、職権で、長期間にわたり相続登記がされていない旨等を登記に付記するなどの不動産登記法の特例が設けられている。

(参考) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

特定登記未了土地の相続登記等に関する不動産登記法の特例

第40条 登記官は、起業者その他の公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じ、当該事業を実施しようとする区域内の土地につきその所有権の登記名義人に係る死亡の事実の有無を調査した場合において、当該土地が特定登記未了土地に該当し、かつ、当該土地につきその所有権の登記名義人の死亡後10年以上30年以内において政令で定める期間を超えて相続登記等がされていないと認めるときは、当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を探索した上、職権で、所有権の登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記等がされていない土地である旨その他当該探索の結果を確認するために必要な事項として法務省令で定めるものをその所有権の登記に付記することができる。

2 登記官は、前項の規定による探索により当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を知ったときは、その者に対し、当該土地についての相続登記等の申請を勧告することができる。この場合において、登記官は、相当でないと認めるときを除き、相続登記等を申請するために必要な情報を併せて通知するものとする。

3 登記官は、前2項の規定の施行に必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の者に対し、第1項の土地の所有権の登記名義人に係る死亡の事実その他当該土地の所有権の登記名義人となり得る者に関する情報

の提供を求めることができる。

- 4 前3項に定めるもののほか、第1項の規定による所有権の登記にする付記についての登記簿及び登記記録の記録方法その他の登記の事務並びに第2項の規定による勧告及び通知に関し必要な事項は、法務省令で定める。

そして、登記制度や土地所有権の在り方等に関する中長期的課題について、民事基本法制の視点から、その論点や考え方等を整理することを目的として、一般社団法人金融財政事情研究会設置・運営による「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会」（座長＝山野目章夫 早稲田大学大学院教授）が発足している。

平成30年6月1日に公表された「中間取りまとめ」は、土地の所有権を放棄する制度創設や、相続登記の義務化の検討を柱とする。

(5) 特別養子

① 可決成立日

* 法務大臣から法制審議会への諮問（後掲）がされた段階である。

② 公布日

③ 施行日

④ 司法書士試験における出題

⑤ 概 要

平成 30 年 6 月 4 日付けの特別養子制度の見直しに関する諮問第 106 号を示しておく。

実方の父母による監護を受けることが困難な事情がある子の実情等に鑑み，特別養子制度の利用を促進する観点から，民法の特別養子に関する規定等について見直しを行う必要があると思われるのでその要綱を示されたい。

2 商法・会社法

(1) 商法

商法等の一部改正

① 可決成立日

平成 30 年(2018 年) 5 月 18 日

② 公布日

平成 30 年(2018 年) 5 月 25 日

③ 施行日

公布の日から 1 年以内

④ 司法書士試験における出題

2019 年度司法書士試験 (予想)

⑤ 概 要

この改正は、改正前の商法のうち「第 2 編 商行為」の規定の一部（同編第 5 章から第 9 章まで）については片仮名・文語体で表記されていたため、これらの規定を全て現代用語化するものである。

なお、この改正は、商法のうち運送・海商法制に関する部分について、その内容を実質的な見直し等を行っているが、この部分の出題可能性は低いと考える。

(2) 会社法

① 可決成立日

* 法務大臣から法制審議会への諮問（後掲）がされ、法制審議会に部会が設置され、平成29年4月から、部会における調査審議が開始された。

② 公布日

③ 施行日

④ 司法書士試験における出題

⑤ 概 要

まず、平成29年2月9日付けの諮問第104号を示しておく。

近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株主総会に関する手続の合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理の在り方の見直し、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。

次に、会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案の中から、登記制度に関する改正項目を示しておく。

(a) 新株予約権に関する登記

【A案】 会社法第238条第1項第2号及び第3号に掲げる事項（同法第911条第3項第12号ニ参照）は登記することを要しないものとする。

【B案】 募集新株予約権について会社法238条1項3号に掲げる事項を定めたときは、同号の払込金額を登記しなければならないものとする。ただし、同号に掲げる事項として払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法を登記しなければならないものとする。

(b) 株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書

登記簿に記載されている事項（株式会社の代表取締役又は代表執行役の住所を除く。）が記載された登記事項証明書については、何人も、その交付を請求することができるものとし、当該住所が記載された登記事項証明書については、当該住所の確認について利害関係を有する者に限り、その交付を請求することができ

るものとする。

(注) インターネットを利用して登記情報を取得する場合における当該住所の取扱いについても所要の措置を講ずることを検討するものとする。

- (c) 会社の支店の所在地における登記の廃止
会社法 930 条から 932 条までを削除するものとする。

3 民事執行法

① 可決成立日

* 法務大臣から法制審議会への諮問（後掲）がされ、法制審議会に部会が設置され、平成 28 年 11 月から、部会における調査審議が開始された。

なお、法務省は 2019 年中の改正を目指すとの報道があった。

② 公布日

③ 施行日

④ 司法書士試験における出題

⑤ 概要

平成 28 年 9 月の諮問第 102 号を示しておく。

民事執行手続をめぐる諸事情に鑑み、債務者財産の開示制度の実効性を向上させ、不動産競売における暴力団員の買受けを防止し、子の引渡しの強制執行に関する規律を明確化するなど、民事執行法制の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

4 供託法（供託規則）

① 施行日

平成 30 年(2018 年) 7 月 1 日

② 司法書士試験における出題

2019 年度司法書士試験

③ 概要

- a 供託申請及び払渡請求において、支配人その他登記のある代理人であることを証する書面の提示を要しないとする場合の取扱いについて

支配人その他登記のある代理人が電子認証登記所の電子証明書（商登規 33 条の 8 第 2 項参照）を送信した場合には、供託官は、登記所が作成した代理人であることを証する書面の提示（供託規 14 条 4 項，27 条 1 項ただし書）を求めなくても、電子認証登記所の電子証明書の内容により代理人の本人性を確認するとともに、当該電子証明書に表示される会社法人等番号を用いて、登記所から別途証明書を取得して代理権の有無を確認することができる。そこで、支配人その他登記のある代理人によってオンラインによる供託等をする場合（供託規 38 条）において、電子認証登記所の電子証明書を送信したときは、登記所の作成した代理人の権限を証する書面の提示を要しない（供託規 39 条 6 項，39 条の 2 第 2 項）。

- b 供託申請において、会社法人等番号の送信により資格証明書等の提示を要しないとする場合の取扱いについて

法人がオンラインによる供託をする場合（供託規 38 条）において、電子認証登記所の電子証明書を送信したときはもとより、これを送信しなくても、当該法人の会社法人等番号を送信し、これにより供託官が登記所から別途証明書を取得して当該法人の登記情報を直ちに確認することができるときは、資格証明書等の提示を要しない（供託規 39 条の 2 第 3 項）。

【民法（相続法制）改正の概要】

第1 配偶者の居住の権利

この部分については、公布の日（2018年7月13日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（2020年4月1日？）から施行される予定であり、2019年度司法書士試験の出題範囲ではないため、省略する。

第2 遺産分割等に関する見直し

1 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の遺贈又は贈与

婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について903条1項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定される（903条4項）。

2 遺産の分割前における預貯金債権の行使

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に当該共同相続人の法定相続分を乗じた額（同一の金融機関に複数の口座を有している場合には、標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して金融機関ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなされる（909条の2）。

3 遺産の一部分割

- (1) 共同相続人は、908条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる（907条1項）。
- (2) 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができる（907条2項本文）。ただし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその一部の分割については、この限りでない（907条2項ただし書）。

4 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲

- (1) 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる（906条の2第1項）。
- (2) (1)の規定にかかわらず、共同相続人の一人又は数人よりの財産が処分されたときは、当該共同相続人については、(1)の同意を得ることを要しない（906条の2第2項）。

第3 遺言制度に関する見直し

1 自筆証書遺言の方式の緩和

- (1) 968条1項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産（997条1項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。）の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない（968条2項前段）。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面）に署名し、印を押さなければならない（968条2項後段）
- (2) 自筆証書（(1)の目録を含む。）中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない（968条3項）。

2 遺贈義務者の引渡義務等

- (1) 遺贈義務者は、遺贈の目的である物又は権利を、相続開始の時（その後に当該物又は権利について遺贈の目的として特定した場合にあっては、その特定した時）の状態を引き渡し、又は移転する義務を負う（998条本文）。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う（998条ただし書）
- (2) 1000条（第三者の権利の目的である財産の遺贈）を削除する。

3 遺言執行者の権限の明確化

(1) 遺言執行者の任務の開始

遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない（1007条2項）

(2) 遺言執行者の権利義務

- ① 遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切

の行為をする権利義務を有する（1012条1項）。

- ② 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる（1012条2項）。

(3) 特定財産に関する遺言の執行

- ① 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言（以下「特定財産承継遺言」という。）があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が**第5の1**に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる（1014条2項）。
- ② ①の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、**(1)**に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることができる（1014条3項本文）。ただし、解約の申入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限る（1014条3項ただし書）。
- ③ ①及び②の規定にかかわらず、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、その意思に従う（1014条4項）。

(4) 遺言執行者の行為の効果

遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる（1015条）。

(5) 遺言執行者の復任権

- ① 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる（1016条1項本文）。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。（1016条1項ただし書）。
- ② ①本文の場合において、第三者に任務を行わせることについてやむを得ない事由があるときは、遺言執行者は、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う（1016条2項）。

第4 遺留分制度の見直し

1 遺留分の帰属及びその割合

- (1) 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、**2(1)**に規定する遺留分を算定するための財産の価額に、次の①又は②に掲げる区分に応じてそれぞれ当該①又は②に定める割合を乗じた額を受ける（1042条1項）。

- ① 直系尊属のみが相続人である場合 3分の1

② ①に掲げる場合以外の場合 2分の1

- (2) 相続人が数人ある場合には、(1)①又は②に定める割合は、これらにその各自の法定相続分を乗じた割合とする（1042条2項）。

2 遺留分を算定するための財産の価額

- (1) 遺留分を算定するための財産の価額は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除した額とする（1043条1項）。
- (2) 条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って、その価格を定める（1043条2項）。

3 遺留分を算定するための財産の価額に算入する贈与の範囲

- (1) 贈与は、相続開始前の1年間にしたものに限り、2の規定によりその価額を算入する（1044条1項前段）。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、1年前の日より前にしたものについても、同様とする（1044条1項後段）。
- (2) 904条の規定は、(1)に規定する贈与の価額について準用される（1044条2項）。
- (3) 相続人に対する贈与についての(1)の規定の適用については、(1)中「1年」とあるのは「10年」と、「価額」とあるのは「価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）」とする（1044条3項）。

4 負担付贈与がされた場合における遺留分を算定するための財産の価額に算入する贈与の価額等

- (1) 負担付贈与がされた場合における2に規定する贈与した財産の価額は、その目的の価額から負担の価額を控除した額とする（1045条1項）。
- (2) 不相当な対価をもってした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を与えることを知っていたものに限り、当該対価を負担の価額とする負担付贈与とみなす（1045条2項）。

5 遺留分侵害額の請求

- (1) 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下**第4**において同じ。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる（1046条1項）。
- (2) 遺留分侵害額は、1の規定による遺留分から次の①及び②に掲げる額を控除し、これに③に掲げる額を加算して算定する（1046条2項）。

- ① 遺留分権利者が受けた遺贈又は903条1項に規定する贈与の価額
- ② 900条から902条まで、903条及び904条の規定により算定した相続分に応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額
- ③ 被相続人が相続開始の時に於いて有した債務のうち、899条の規定により遺留分権利者が承継する債務（6(3)において「遺留分権利者承継債務」という。）の額

6 受遺者又は受贈者の負担額

- (1) 受遺者又は受贈者は、次の①から③までの定めるところに従い、遺贈（特定財産承継遺言による財産の承継又は相続分の指定による遺産の取得を含む。以下**第4**において同じ。）又は贈与（遺留分を算定するための財産の価額に算入されるものに限る。以下**第4**において同じ。）の目的の価額（受遺者又は受贈者が相続人である場合にあっては、当該価額から**1**の規定による遺留分として当該相続人が受けるべき額を控除した額）を限度として、遺留分侵害額を負担する（1047条1項）。
 - ① 受遺者と受贈者とがあるときは、受遺者が先に負担する。
 - ② 受遺者が複数あるとき、又は受贈者が複数ある場合においてその贈与が同時にされたものであるときは、受遺者又は受贈者がその目的の価額の割合に応じて負担する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。
 - ③ 受贈者が複数あるとき（(2)に規定する場合を除く。）は、後の贈与に係る受贈者から順次前の贈与に係る受贈者が負担する。
- (2) 904条、2(2)及び**4**の規定は、(1)に規定する遺贈又は贈与の目的の価額について準用される（1047条2項）
- (3) **5**(1)の請求を受けた受遺者又は受贈者は、遺留分権利者承継債務について弁済その他の債務を消滅させる行為をしたときは、消滅した債務の額の限度において、遺留分権利者に対する意思表示によって(1)の規定により負担する債務を消滅させることができるものとする（1047条3項前段）。この場合において、当該行為によって遺留分権利者に対して取得した求償権は、消滅した当該債務の額の限度において消滅する（1047条3項後段）
- (4) 受遺者又は受贈者の無資力によって生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰する（1047条4項）。
- (5) 裁判所は、受遺者又は受贈者の請求により、(1)の規定により負担する債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができる（1047条5項）。

7 遺留分侵害額請求権の期間の制限

遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間行使しないときは、時効によって消滅する（1048条前段）。相続開始の時から10年を経過したときも、同様とする（1048条後段）

8 その他

1044条（代襲相続及び相続分の規定の準用）を削る。

第5 相続の効力等に関する見直し

1 共同相続における権利の承継の対抗要件

- (1) 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない（899条の2第1項）。
- (2) (1)の権利が債権である場合において、法定相続分を超えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の内容（遺産の分割により当該債権を承継した場合にあっては、当該債権に係る遺産の分割の内容）を明らかにして債務者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして(a)の規定が適用される（899条の2第2項）。

2 相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使

被相続人が相続開始の時ににおいて有した債務の債権者は、902条の規定による相続分の指定がされた場合であっても、各共同相続人に対し、法定相続分に応じてその権利を行使することができる（902条の2本文）。ただし、その債権者が共同相続人の一人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときは、この限りでない（902条の2ただし書）

3 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果等

- (1) 遺言執行者がある場合には、1013条1項の規定に違反してした行為は、無効とする（1013条2項本文）。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない（1013条2項ただし書）
- (2) 1013条1項及び(1)の規定は、相続人の債権者（相続債権者を含む。）が相続財産についてその権利を行使することを妨げない（1013条3項）。

第6 特別の寄与

- 1 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人，相続の放棄をした者及び891条の規定に該当し又は廃除によってその相続権を失った者を除く。以下**第6**において「特別寄与者」という。）は，相続の開始後，相続人に対し，特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（以下**第6**において「特別寄与料」という。）の支払を請求することができる（1050条1項）。
- 2 1の規定による特別寄与料の支払について，当事者間に協議が調わないとき，又は協議をすることができないときは，特別寄与者は，家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができるものとする（1050条2項本文）。ただし，特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6箇月を経過したとき，又は相続開始の時から1年を経過したときは，この限りでない（1050条2項ただし書）。
- 3 2本文の場合には，家庭裁判所は，寄与の時期，方法及び程度，相続財産の額その他一切の事情を考慮して，特別寄与料の額を定める（1050条3項）。
- 4 特別寄与料の額は，被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない（1050条4項）。
- 5 相続人が数人ある場合には，各相続人は，特別寄与料の額に当該相続人の法定相続分（相続分の指定がある場合は指定相続分）を乗じた額を負担する（1050条5項）。

以 上